

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(七五一・市町村課).....	1
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(七五二・健康対策課).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七五三・鷹巣保健所).....	2
種畜証明書の書換交付(七五四・農畜産振興課).....	2
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(七五五・水産漁港課).....	2
保安林予定森林の指定通知(七五六・七五七・森林整備課).....	3
土地区画整備事業施行地区内の土地の換地処分(七五八・都市計画課).....	4
道路区域の変更(七五九・道路環境課).....	4
開発行為に関する工事の完了(七六〇・仙北地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	5
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	5
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	5
市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝地域振興局農林部).....	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	6
教育委員会公告	
社会教育主事の認定.....	6
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一二六).....	7
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一二七).....	7
収用委員会告示	

収用の裁決手続の開始の決定(一)..... 7

## 告 示

秋田県告示第七百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平鹿郡雄物川町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
平鹿郡雄物川町樽見内字福田 五三の二の一部、一一〇の一部及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	平鹿郡雄物川町東里字 上耳取

秋田県告示第七百五十二号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	医療機関名	予防接種を行う主たる場所
木村康徳	下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山四八番地二三 二一〇
		所在地

秋田県告示第七百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
近藤医院	北秋田郡森吉町米内沢字黒沢十	平成十六年八月十九日

五三十一

秋田県告示第七百五十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

種畜証明書番号	種畜の名称		飼養者の住所及び氏名又は名称
	新	旧	
平16秋田県1第9号	糸溝糸平茂	花竹1	異動無し
平15岩手県1第125号	異動無し		秋田県鹿角市花輪字菩提野1の2 鹿角畜産農業組合
			岩手県滝沢村滝沢字砂込737番地1 岩手県農業研究センター畜産研究所

秋田県告示第七百五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定する同意に係る発起人となる旨の届出があつたので、同令第五条第三項の規定に基づき、

次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田典城

届出事項		指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市船川港南平沢字明王堂前六番地		漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	男鹿市船川港船川字吉沢二百十番

佐藤 富一雄 平野 太刀矢	船川港	秋田県漁業協同組合	平成十六年九月二十四日から同 年十月八日	地 秋田県漁業協同組合船川総括支所
------------------	-----	-----------	-------------------------	----------------------

秋田県告示第七百五十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 保安林予定森林の所在場所

鹿角市十和田大湯字高崩・字大湯・字白沢・字扇ノ平・字田屋・字河嶋・字白山・字下折戸・字上折戸・字中折戸・字和町・十和田草木字砂流・平元字元苗代・柴内字柴内山・花輪字花輪山・宮麓字森鼻・字歌内沢・字鷲ノ巣・八幡平字棒台野・字居熊井・字板戸・字湯向・字熊沢・字東ノ又・字田の沢・字又カリ谷地・字水沢・字杉沢・松谷字黒沢頭・字三ノ岳・尾去沢字尾去山・字西ノ沢・字水晶山・花輪字二ツ森・字曲り沢・尾去沢鉾山字尾去沢・三ツ矢沢字中綱沢(以上三十七字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大湯・字扇ノ平・字河嶋・字白山・字下折戸・字砂流・字元苗代・字柴内山・字花輪山・字森鼻・字鷲ノ巣・字棒台野・字居熊井・字熊沢・字東ノ又・字杉沢・字黒沢頭・字尾去沢・字中綱沢(以上十九字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大湯・字白沢・字扇ノ平・字田屋・字河嶋・字白山・字上折戸・字砂流・字元苗代・字柴内山・字花輪山・字森鼻・字歌内沢・字鷲ノ巣・字棒台野・字居熊井・字板戸・字湯向・字熊沢・字東ノ又・字田の沢・字又カリ谷地・字水沢・字杉沢・字黒沢頭・字三ノ岳・字水晶山・字尾去沢・字中綱沢(以上二十九国有林。次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百五十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 保安林予定森林の所在場所

大館市茂内字大茂内沢・字小茂内沢・雪沢字長木沢・餌釣字餌釣沢・山館字山館沢・中山字中山沢・猿間字砥沢・葛原字旭沢・十二所字別所沢・白沢字寺の沢・長走字尻合沢・字下内沢・粕田字粕田沢・花岡字花岡沢・比内前田字前田沢・杉沢字大杉沢・大子内字堂の沢・北秋田郡比内町味噌内字七曲沢・独鈷字炭谷沢・大葛字安間内沢・字寺の沢・字芦内沢・字志戸内・字泥繋沢・字崎吉沢・字中津沢・字戸沢・字萱ノ戸沢・字翔沢・字長部沢・字雪沢・字丹内沢・字長内沢・谷地中字系柄沢・八木橋字大沢・小坪沢字小坪沢・字十杭沢・字寒水沢・白沢水沢字上白沢・鷹巣町栄字摩当沢・小森字岩ノ目・字除沢・字向伯父ヶ沢・字寒水沢・字大柳沢・字日影沢・字伯父ヶ沢・七日市字坊川沢・字奥見内沢・字仙戸石沢・字大舟木沢・字小舟木沢・綴字字綴子沢・今泉字今泉沢・前山字湯ノ沢・黒沢字黒沢・田代町早口字早口沢・岩瀬字岩瀬沢(以上五十八字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大茂内沢・字小茂内沢・字長木沢・字中山沢・字砥沢・字尻合沢・字下内

- 一 道路の種類
- (1) 沢・粕田沢・字花岡沢・字堂の沢・字炭谷沢・字寺の沢・字芦内沢・字志戸内・字泥繫沢・字崎吉沢・字中津沢・字長部沢・字丹内沢・字長内沢・字糸柄沢・字小坪沢・字摩当沢・字向伯父ヶ沢・字大柳沢・字奥見内沢・字仙戸石沢・字大舟木沢・字小舟木沢・字今泉沢・字湯ノ沢・字黒沢・字早口沢・字岩瀬沢(以上三十四字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字大茂内沢・字小茂内沢・字長木沢・字餌釣沢・字山館沢・字中山沢・字砥沢・字別所沢・字寺の沢・字下内沢・字粕田沢・字花岡沢・字堂の沢・字炭谷沢・字安間内沢・字寺の沢・字芦内沢・字志戸内・字泥繫沢・字崎吉沢・字中津沢・字戸沢・字棚沢・字長部沢・字雪沢・字丹内沢・字長内沢・字糸柄沢・字大沢・字小坪沢・字十杭沢・字上白沢・字摩当沢・字岩ノ目・字除沢・字伯父ヶ沢・字坊川沢・字奥見内沢・字仙戸石沢・字大舟木沢・字小舟木沢・字綴子沢・字早口沢・字岩瀬沢(以上四十四字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

一 道路の種類

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			秋田雄和本荘線	で	河辺郡雄和町神ヶ村字大橋二五二番地先から字大金九五番一地先まで	七・〇〇～二八・六〇	一・八八八
			秋田雄和本荘線	"	"	一一・〇〇～三三・六〇	一・八八八

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年九月二十四日から同年十月七日まで

秋田県告示第七百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年五月二十五日付け指令仙建 十七 三で許可した開発行為に関する工事が完了したの

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに大館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百五十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、湯沢都市計画事業元清水土地区画整理事業施行者湯沢市長鈴木俊夫から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十六年九月八日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地  
 株式会社薬王堂 代表取締役社長 西 郷 辰 弘
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

公 告

大曲市飯田字屋敷通七十五番一、七十六番一、七十七番一、七十八番一、七十九番一、八十番一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町飛根字富根三十三番地 池 端 克 巳
- " " " 百八番地五 池 端 勇 夫
- 駒形字家前四十七番地 堀 内 直 富 久
- 飛根字大林百四十三番地三 北 嶋 忠 宣
- " " 富根四十八番地 智 田 文 夫
- 駒形字家前三十七番地 福 岡 政 一
- 飛根字上野百三十四番地一 米 川 新
- " " 羽立九十一番地 山 谷 清 英
- " " 八十四番地 山 谷 政 一
- " " 新田百十九番地一 佐 藤 正 人
- 駒形字家前二十四番地 福 岡 實
- 飛根字羽立五十八番地一 山 谷 吉 蔵

二 就任理事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町飛根字富根八十四番地 智 田 文 夫
- 駒形字家前二十四番地 福 岡 實
- 飛根字羽立新田百十九番地一 佐 藤 正 人
- " " 大林百四十三番地三 北 嶋 忠 宣
- " " 富根三十三番地 池 端 克 巳
- " " 羽立五十八番地一 山 谷 吉 蔵
- " " 上野百三十四番地一 米 川 新
- 駒形字家後六十二番地一 工 藤 義 勝
- 飛根字町頭十九番地十七 米 川 志 美 男
- 羽立八十四番地 山 谷 政 一
- 富根百三十八番地一 池 端 重 光

山本郡二ツ井町飛根字清水三十七番地五 池 端 秀 巳

三 退任監事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町飛根字羽立九番地一 山 谷 三 四 男
- " " " 高清水三百十三番地一 佐 藤 俊 章
- " " " 富根八十八番地 池 端 春 男

四 就任監事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町飛根字羽立九番地一 山 谷 三 四 男
- " " " 富根四十六番地 大 高 彦 一
- " " " 八十八番地 池 端 春 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市豊岩中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任監事の住所及び氏名

- 秋田市豊岩豊巻字大日沢六十番地 田 口 勲

二 就任監事の住所及び氏名

- 秋田市豊岩豊巻字中山十九番地三 古 谷 一 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡金沢西根土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

- 仙北郡仙南村金沢西根字南今泉十番地 加 賀 谷 勤

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第十条第一項の規定により、皆瀬村から協議があつた土地改良事業（板戸内城地区単小規模土地改良事業）の施行について、平成十六年九月十六日同意したの  
で、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
小型除雪機（一・メートル級） 三台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年十一月十九日（金）
- (四) 納入場所  
県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 契約条項を示す場所等

三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

四 入札説明書及び仕様書の交付方法

- (一) 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月二十四日（金）から同年十月四日（月）までの期間、随時交付する。
- (二) 入札執行の日時及び場所  
平成十六年十月八日（金）午前十一時
- (三) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

教育委員会公告

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- (一) 現住所 秋田県南秋田郡天王町天王字追分一一二番地  
氏名 高橋 浩子
- (二) 生年月日 昭和四十八年十二月二十四日
- (三) 認定年月日 平成十六年九月十六日
- (四) 現住所 秋田県平鹿郡増田町増田字若松三十七番地の六  
氏名 佐藤 俊

(三) 生年月日 昭和四十八年五月二日  
 (四) 認定年月日 平成十六年九月十六日  
 (一) 現 住 所 秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字谷地下村二番地の一  
 (二) 氏 名 高 橋 弘 克  
 (三) 生年月日 昭和四十二年四月十八日  
 (四) 認定年月日 平成十六年九月十六日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年九月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二九〇  
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、四一〇

秋選管告示第百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年九月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、六五七
能代市	一四、七二七
横手市	一〇、九四九
大館市	一八、〇八五
本荘市	一二、一三七
男鹿市	八、三七一
湯沢市	九、三六二
大曲市	一〇、六六四
鹿角市鹿角郡	一二、六〇五
北秋田郡	一七、九五三
山本郡	一三、三三三
南秋田郡	一九、八八二
河辺郡	五、二〇九
由利郡	二〇、八五八
仙北郡	三一、七一〇
平鹿郡	一八、四七九
雄勝郡	一二、五一一

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第一号  
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。  
 平成十六年九月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 起業者の名称
- 秋田県 代表者 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 事業の種類
- 秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

地 目

地 積

(平方メートル)

収用しようとする土地の面積

土地の所在	地番	公簿	登記簿上	実測	(平方メートル)
秋田県秋田市大町五丁目	四百八十六番一 四百八十六番三	宅地 宅地	六百二十六・三四 四十四・六一	五百三十四・九五 四十四・六一	二十二・九三 二十七・三八

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は、建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、一乗院 代表役員 田村義佑

秋田県秋田市川元松丘町五番十六号

又は、土地登記簿表題部所有者欄の名義人浅原貞藏外七十二名

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した日

平成十六年九月十五日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

